

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年2月17日
磯子警察署 生活安全課

令和7年1月末現在

暫定値		全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺		窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
町名	刑法犯認知件数					オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺													
区内全域	令和7年	57		5	4	3	1	40	2		4	13	1	1	11	8	2		2	6
	令和6年	47	1	12	5	4	1	19				4	5		6	4				10
	増減	10	-1	-7	-1	-1			21	2		4	9	-4	1	5	4	2		2
磯子	令和7年	6			1	1		3				2			1		1		1	1
	令和6年	7		2	2	2		2							1	1				1
	増減	-1		-2	-1	-1		1				2					1		1	
磯子台	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和7年	7		1	1	1		5					1		2	2				
	令和6年	2			1	1		1					1							
	増減	5		1				4							2	2				
上町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和7年	1						1			1									
	令和6年	0																		
	増減	1						1			1									
栗木	令和7年	1			1	1														
	令和6年	2						2					1			1				
	増減	-1			1	1		-2					-1			-1				
坂下町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
汐見台	令和7年	1						1						1						
	令和6年	0																		
	増減	1						1						1						
下町	令和7年	0																		
	令和6年	1						1					1							
	増減	-1						-1					-1							
新磯子町	令和7年	1						1								1				
	令和6年	2		1				1												
	増減	-1		-1												1				
新杉田町	令和7年	2						1			1									1
	令和6年	1		1																
	増減	1		-1				1			1									1
新中原町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
杉田	令和7年	11		1				8			2				4	2	1		1	1
	令和6年	10		3	1	1		4							3	1				2
	増減	1		-2	-1	-1		4			2				1	1	1		1	-1

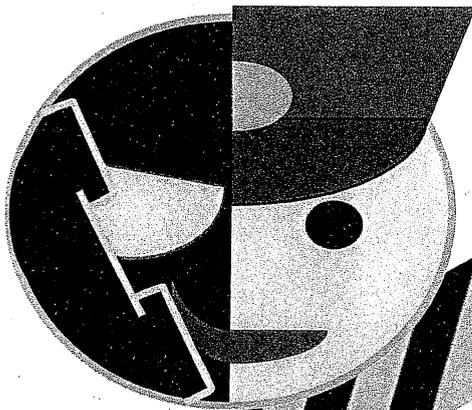
磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和7年1月末現在

暫定値		令和7年1月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺盗	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和7年
杉田坪呑	令和7年	1						1								1					
	令和6年	0																			
	増減	1						1								1					
滝頭	令和7年	0											1								
	令和6年	1						1													
	増減	-1						-1					-1								
田中	令和7年	0																			
	令和6年	0																			
	増減	0																			
中浜町	令和7年	0																			
	令和6年	1						1				1									
	増減	-1						-1				-1									
中原	令和7年	2		1																	1
	令和6年	4		1				1				1									2
	増減	-2						-1				-1									-1
西町	令和7年	1						1													
	令和6年	1		1								1									
	増減	0		-1				1				1									
原町	令和7年	1						1			1										
	令和6年	1		1																	
	増減	0		-1				1			1										
馬場町	令和7年	0																			1
	令和6年	1																			
	増減	-1																			-1
東町	令和7年	3						3				2			1						
	令和6年	3		1				2			2										
	増減	0		-1				1							1						
久木町	令和7年	2						1				1									1
	令和6年	2		1				1					1								
	増減	0		-1								1	-1								1
氷取沢町	令和7年	0																			
	令和6年	0																			
	増減	0																			
広地町	令和7年	1						1	1												
	令和6年	1																			1
	増減	0						1	1												-1
丸山	令和7年	1						1				1									
	令和6年	2			1		1	1								1					
	増減	-1			-1		-1					1				-1					
峰町	令和7年	0																			
	令和6年	0																			
	増減	0																			
森	令和7年	8		2	1		1	5			2	1			2						
	令和6年	1						1							1						
	増減	7		2	1		1	4			2	1			1						
森が丘	令和7年	1						1	1												
	令和6年	0																			
	増減	1						1	1												
洋光台	令和7年	6						5			1	1			1	2					1
	令和6年	5						1							1						3
	増減	1						4			1	1				2					-2

その警察官は、

偽物かも



警察官騙りの
詐欺検挙中



相手が「警察官」と騙ったら、
磯子警察署へお電話ください！

磯子警察署

045-761-0110

～最近の手口～

・警察官から電話!????

最近実際にあった手口は、S県警察の刑事を騙る者から電話が来て、「あなた名義のクレジットカードが犯罪グループに使われていて、
あなたに逮捕状が出ている。

あなたの普段使う口座に犯人がお金を振り込んでいないか、
資金調査させてほしい。

資金調査すれば逮捕状は取り下げられる。

口座番号と口座の取引状況を教えてほしい。

一度犯人が使ったあなたの口座からお金を出す必要がある。

他の口座に移したお金は必ず戻ってくる。」

と言われ口座番号を教え、お金を取られてしまうといったものです。

**警察官を騙る電話があれば一度電話を切って
磯子警察署にご連絡ください。**

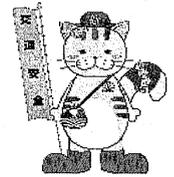


神奈川県磯子警察署
生活安全課 防犯少年係
(045-761-0110)

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和7年 2月号



1 発生件数

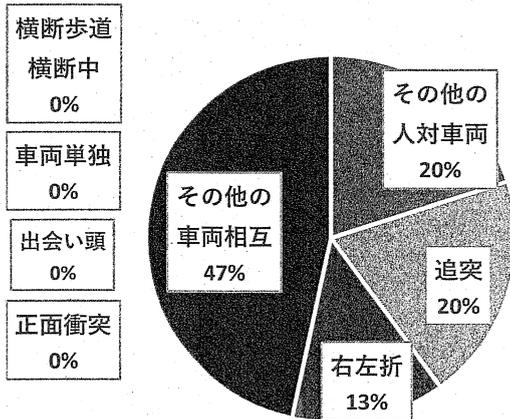
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	15	0	18
前年累計	11	0	13
前年比	+4	±0	+5

*令和7年 1月末現在



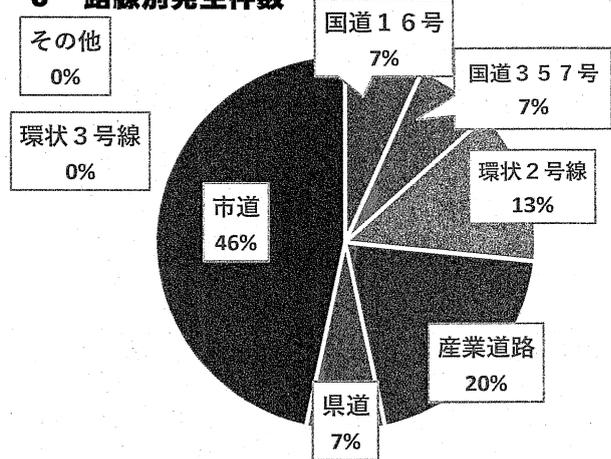
本年に入り、磯子区内では交通事故の件数は増加傾向にあり、神奈川県内では交通死亡事故件数が全国ワースト1位となってしまっています。運転する際注意をしていただくことはもちろんのこと、歩行中にあっても周囲の車や自転車に注意し通行してください。

2 類型別発生件数



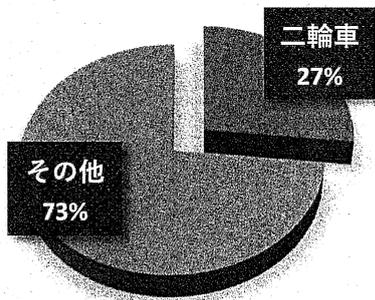
車間距離をしっかりとって走行しましょう。

3 路線別発生件数



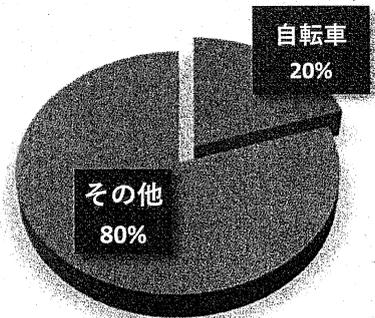
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

- *バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
- *自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。

神奈川県内では本年に入り、交通死亡事故件数が既に10件以上発生している状況です。特に歩行者との事故が多発していますので、歩行者は反射材を活用し車両は早めのライト点灯を心掛けましょう。



安全は心と時間のゆとりから 特殊詐欺にも注意しましょう！

磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、
ヘルメット
をかぶりましょう！



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き
時速60km



黒っぽい服装
約26m



白っぽい服装
約38m



反射材着用
57m以上



反射材付きエコバッグ
(左側)



専用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材タックルボード

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃ



いそっく



イソゴリくん

公式X



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！
QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

令和7年中の火災・救急状況

＜令和7年1月1日から令和7年1月31日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

区内の火災発生状況（1月）

- ・ 1月13日（月）磯子区峰町 その他の火災
- ・ 1月22日（水）磯子区新磯子町 建物火災
- ・ 1月24日（金）磯子区中原 建物火災
- ・ 1月28日（火）磯子区新杉田町 その他の火災
- ・ 1月31日（金）磯子区岡村 建物火災

区内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		1件	5件	4件
種別	建物	1件	3件	2件
	車両	0件	0件	0件
	その他	0件	2件	2件
焼損床面積		0㎡	0㎡	0㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	0人	0人

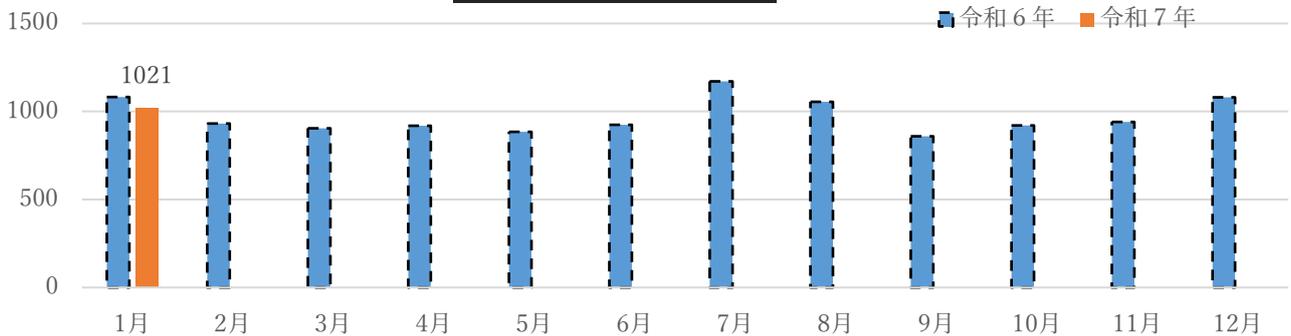
市内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		55件	88件	33件
種別	建物	35件	57件	22件
	車両	4件	7件	3件
	その他	16件	24件	8件
焼損床面積		818㎡	1,084㎡	266㎡
死者数		4人	3人	△1人
負傷者数		9人	16人	7人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 1,021 件（昨年比 △62 件）・市内 23,121 件（昨年比 △71 件）

～区内月別救急件数～



放火火災を予防しましょう！

令和6年の横浜市の火災の原因は、**第一位が放火**でした。放火は、夕方から深夜にかけて多く発生するという特徴があります。「放火されない、放火させない環境」を地域ぐるみで作り、放火火災を予防しましょう。

【放火火災の傾向】

夕方から深夜に、自転車やバイクの車両カバーに火をつけたり、家の周りの燃えやすい物や、夜間にゴミ置き場に出されたゴミなどに火をつけられた事例が多数発生しています。

【5つの放火火災の防止対策】

- ① 新聞、雑誌、ダンボールなどの燃えやすいものを家の周囲に置かない、不用品等は整理整頓して物置等に保管しましょう。
- ② 窓、ドア、門扉、通用口、車庫、物置等は必ず施錠するようにしましょう。
- ③ 車などのカバーは防災製品を使用するようにしましょう。
- ④ 家の周りは照明等を点灯し、死角を作らないようにしましょう。
- ⑤ ゴミは、決められた時間や場所に出すようにしましょう。

上記注意点を地域の皆さんと共有し、「放火されない、放火させない環境」をつくりましょう！

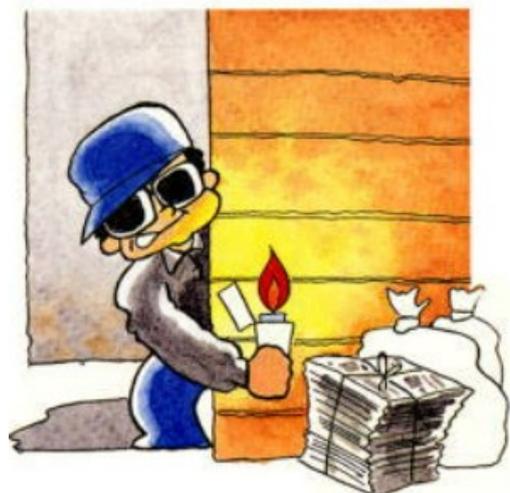
よこはま防災 e パーク内の短時間動画で、放火防止対策についてさらに詳しく学ぶことができます



よこはま防災 e-パークトップ画面
(スマートフォン)



よこはま防災 e-パーク
二次元コード



磯子区連合町内会長会資料
令和 7 年 2 月 17 日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子消防署総務・予防課長

消防出張所の機構改革について【情報提供】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、令和7年度から磯子消防署消防出張所の体制を変更します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方などへ情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を配布します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配付資料

消防出張所の機構改革について【事業説明】

担当：磯子消防署総務・予防課 谷本
電話/FAX：753-0119
E-mail：sy-isogo-sy@city.yokohama.lg.jp

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、令和6年度から令和9年度までの4か年をかけて、市内78消防出張所の体制を変更します。

2 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた「消防出張所長（係長級）」を、「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、当直勤務の係長級（責任職）2名を配置します。

また、豊富な経験を有した地域担当の職員（毎日勤務）を1名配置します。

(2) 対象

令和6年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所を対象として実施しています。

令和7年度は、保土ヶ谷、旭、磯子消防署の消防出張所を対象として実施します。

3 機構改革の主なポイント

【ポイント①】係長級（責任職）による24時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

夜間や土日祝日においても係長級（責任職）による対応が可能となり、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進することで、安全・安心を実感できる街づくりを進めていきます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

出張所の消防隊等の隊長を係長（責任職）が担うことで、更なる消防隊等の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

III 地域・企業等の相談等窓口

出張所の消防隊等が災害出場中や訓練等で不在の場合は、豊富な経験を有した地域担当の職員（毎日勤務）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・企業等の防災指導、消防団活動の対応

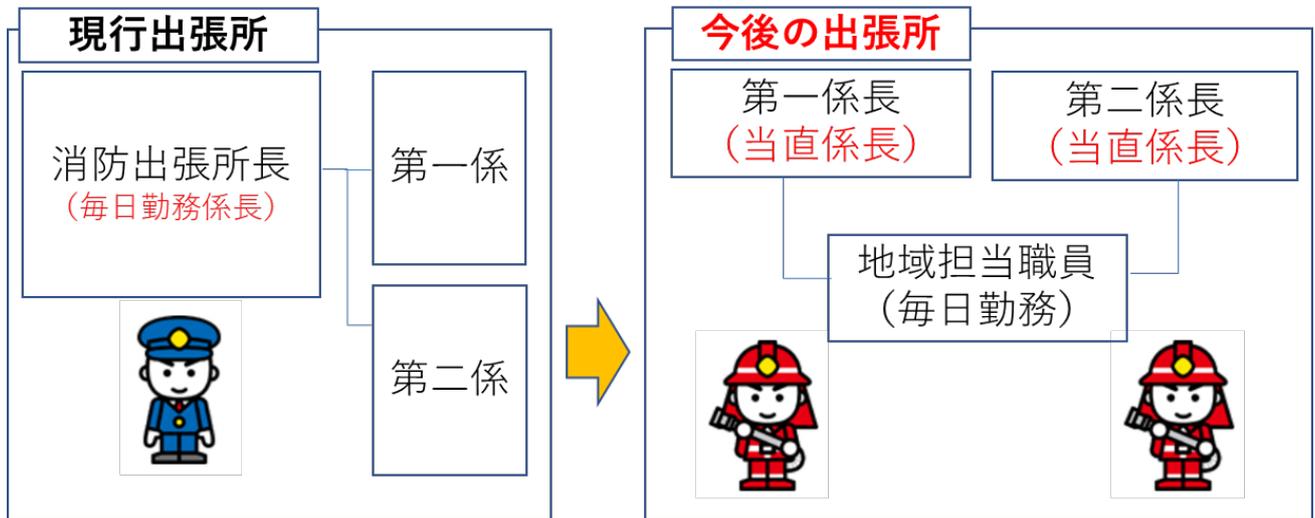
IV 地域・企業等の防災指導等の強化

地域・企業等への防災指導、訓練等は、これまでの消防出張所長が中心となる対応から、消防出張所第一係長・第二係長のマネジメントのもと、係（消防隊等）一体となった対応が可能となります。

V 消防団関連事務の強化

訓練から実災害まで、出張所の消防隊等と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

イメージ図



担当：磯子消防署総務・予防課 谷本

電話・Fax：753-0119

E-mail：sy-isogo-sy@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

\\ 2 YEARS TO GO //

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和7年3月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料1参照）

(2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ1台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和6年3月から実施した補助制度を令和7年度も実施します。（資料2参照）

4 添付資料

別紙 令和7年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
--	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料 1 参照	4～10 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>	4～7 月末 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料 2 参照	4～9 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課	4 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	4～6 月（予定） 区総務課	4 月区連会 （区総務課）

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内）

※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

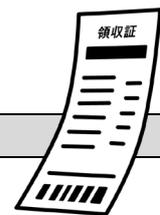
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。

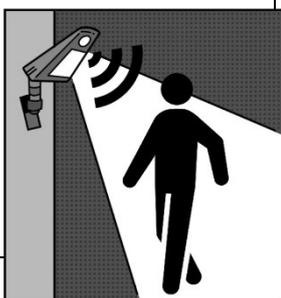


6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定



7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみでの防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

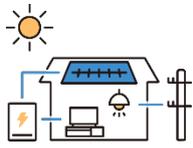
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

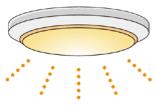
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

冊子データは下記よりご参照ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/dx.files/0002_20250116.pdf

自治会町内会長 様
広報配布団体代表者 様

磯子区区政推進課長

「広報よこはま」等の配布謝金支払に係る書類提出について【事務連絡（周知依頼）】

1 趣旨

「広報よこはま」等の配布にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和6年度広報配布謝金（下半期分）の支払のため、下記書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しますので、下記書類のご提出をお願いします。

3 提出書類

「広報よこはま等 配布報告書」 ※様式はホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/koho/koho_isogo/youshiki.html

4 提出期限

令和7年3月7日（金）

※ 期限を過ぎた場合は、支払ができなくなることがありますのでご注意ください。

5 配布謝金

支払金額は、次の単価に配布部数を乗じた金額になります。

なお、振込時の摘要欄には「コウホウ」と入力してお支払いします。

- | | | |
|---------------|----|------------|
| (1) 広報よこはま | 9円 | (10月号～3月号) |
| (2) 県のたより | 8円 | (10月号～3月号) |
| (3) ヨコハマ議会だより | 4円 | (12月号と2月号) |

【配送部数】区役所（配送業者）から貴団体に配送した部数（1種類あたりの部数）

	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号
配送部数	※区役所から各自治会町内会へ配送した部数が印字されます					

6 記入・提出に当たってのお願い

(1) 記載方法

同封の「書き方見本」を必ずご一読ください。

提出書類の記載にあたっては、消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。

(2) 押印の要否

配布報告書への押印は不要です。一度記入した内容を訂正する場合は訂正印が必要です。

(3) 部数

区役所から貴団体へ配送している部数は、表面の【配送部数】のとおりです。

そのため、配布報告書に記載いただく実配布部数が、この数を超えることはありません。

(4) 提出方法

郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）または

Eメール（is-kouhou@city.yokohama.lg.jp）でお願いします。

ただし、提出書類に一か所でも押印されている場合には郵送でお願いします。

※令和6年度上半期の広報配布謝金をお支払いした際の口座から変更がある場合は、
担当までご連絡ください。

担当：区政推進課広報相談係 青木、小林、鈴木

電話：750-2335 FAX：750-2532

Eメール：is-kouhou@city.yokohama.lg.jp

※見本です。

広報よこはま等 配布報告書

横浜市磯子区長

「広報よこはま」、「県のたより」及び「ヨコハマ議会だより」を次のとおり配布しましたので、報告します。

※網掛け部分にご記入ください。

※訂正がある場合には二重線で抹消し、訂正印を押印ください。

<部数報告>

令和6年10月 ～ 令和7年3月

	10月号	11月号	12月号 (議会だよりあり)	1月号	2月号 (議会だよりあり)	3月号
実配布部数 (実際にお配りいただいた部数です。 予備は含みません)	通知文に、区役所からの配送部数が記載してあります。 確認後、実配布部数を記入し、提出してください。					

<報告者>

団体名称	いそご自治会		
報告者 名前	磯子 三郎		
(代表者 または 広報配布担当者) 住所	磯子区磯子3-5-1		
電話番号	750-2335		

※報告書の押印は不要となりました(訂正する場合は訂正印を押印してください)

<報告日> ※この書類を記入した日をお書きください。(2月末日に配送する3月号配布完了後)

令和7年 3月 1日

お願い: 配送日前の日付は記入しないでください

自治会・町内会長 様
広報配布団体代表者 様

横浜市磯子区長 高橋 功
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月 令和8年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

磯子区区政推進課広報相談係 Tel750-2335 FAX750-2532

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：磯子区区政推進課広報相談係

Tel750-2335 FAX750-2532

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開
		<p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	R7	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始
	<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)
	<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	<p>地区民児協の運営支援</p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	<ul style="list-style-type: none"> ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	検討中
	<p>地域との連携によるサポート強化</p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	R6	12	実施済
	<p>活動費等の見直し</p>	<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	今後取組予定	13	検討中
		<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	R6	14
	<p>・通信手段の検討</p>		<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	今後取組予定	15	検討中

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16	・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	17	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18	検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19	R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	20	同上
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

磯子区連合町内会長会資料
令和7年2月17日

地区連合町内会長 各位

磯子区地域振興課長
柿崎 祐一

横浜ビー・コルセアーズ いそご区民DAYの周知について（依頼）

1 趣旨

日頃から、磯子区のスポーツ振興に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。さて、磯子区では、令和6年1月17日より横浜ビー・コルセアーズ、磯子区連合町内会長会、磯子区の3者締結した「横浜市磯子区におけるホームタウン活動等に関する基本協定」に基づき、磯子区で初めてとなる試合観戦企画「いそご区民DAY」を開催いたします。つきましては、各自治会・町内会での周知にご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【地区連長】定例会等で周知をお願いします。

3 横浜ビー・コルセアーズ いそご区民DAYの概要

(1) 日時

令和7年4月23日（水） 19時5分試合開始
横浜ビー・コルセアーズ V.S 三遠ネオフェニックス

(2) 会場

横浜BUNTAI（横浜市中区不老町2丁目7番1）

4 優待チケットについて

磯子区在住・在勤・在学の方（先着100組200名）

- ・親子ペア特別割引チケット：1組6,000円（通常9,000円）
※小学生以下のお子さんと保護者の2名1組
- ・大人ペア特別割引チケット：1組8,000円（通常11,000円）

5 お申込みについて

【申込方法】横浜市電子申請・届出システムで先着受付

【申込期限】3月14日（金）までにお申込みください。

【ホームページ】https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/manabi/sports/b-corsairs/kuminday.html



連絡先：地域振興課区民活動支援担当 大竹・吉田
電話：750-2395 FAX：750-2534
E-mail：is-sports@city.yokohama.lg.jp



横浜ビー・コルセアーズ
マスコットキャラクター
「コルス」

YOKOHAMA CITY DAY

横浜をバスケの街に。横浜BUNTAIでいそご区民DAYを初開催！



磯子区のマスコット
キャラクター
「いそっぴ」



9 SF
杉浦 佑成

23 PG/SG
キング 開

18 PG
森井 健太

30 SG
須藤 昂矢

14 SG
大庭 岳輝



横浜ビー・コルセアーズ

いそご区民DAY

4.23 [WED] 19:05



vs 三遠ネオフェニックス

リソなグループ B.LEAGUE 2024-25 SEASON

第34節

磯子区民でビーコルを応援！特別優待ペアチケット販売！

対象試合 **横浜ビー・コルセアーズ vs 三遠ネオフェニックス**

開催日 **4月23日(水)** 会場 **横浜BUNTAI**
試合開始19:05 横浜市中区不老町2丁目7番1

優待対象 **磯子区在住、在勤、在学の方とご家族**

優待内容 **「小学生1名とその保護者1名」または「大人2名」のペア(100組200名様)を優待価格でご案内します。**

優待席種
3Fサイド席

小学生1名+保護者1名のペアで

大人2名のペアで

一般前売り価格 9,000円(税込み) ▶ **6,000円**

一般前売り価格 11,000円(税込み) ▶ **8,000円**

いそご区民DAYペア優待価格

いそご区民DAYペア優待価格

お申し込み方法

いそご区民DAY

優待チケット・お申し込みの詳細は
こちらの二次元コードから



【受付開始】
1月14日(火)
14:00~

先着
100組200名様

「いそご区民DAY」優待ペアチケットは横浜市電子申請・届出システムで受付後(先着100組200名様)、B.LEAGUE公式チケット販売サービス「B.LEAGUE チケット※」(WEB)で販売します。※「B.LEAGUEチケット」ご利用にあたっては無料の会員登録が必要です。また、チケット代とは別にシステム利用料が必要です。

【お問い合わせ】磯子区地域振興課 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

TEL 045-750-2395(平日9:00~17:00) E-MAIL is-sports@city.yokohama.lg.jp



大迫力のバスケも! Bリーグのエンターテイメントも!
ヨコハマのプロバスケットチーム横浜ビー・コルセアーズのアリーナに行こう!



ホームタウン協定締結1周年! みんなで横浜ビー・コルセアーズを応援しよう!

横浜BUNTAIでいそご区民DAYを初開催



横浜BUNTAI 横浜市中区不老町2丁目7番1



JR京浜東北 / 根岸線 関内駅南口下車 徒歩6分
 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅下車 徒歩4分 / 関内駅下車 徒歩8分
 横浜市営バス 「扇町」から徒歩3分 / 「長者町1丁目」「伊勢佐木長者町駅前」から徒歩5分

YOKOHAMA B-CORSAIRS

友だち募集中
 横浜ビー・コルセアーズ
 公式LINEアカウント



友だち登録して試合や選手の最新情報をゲットしよう!

 YouTube



「ビーコルYouTube」チャンネル登録をお願いします!

ビーコル全試合LIVE配信
バスケットLIVE



B.LEAGUE全試合LIVE配信! あなたの登録がクラブの支援に!

磯子区連合町内会長会資料
令和7年2月17日

自治会町内会長 様

横浜都市発展記念館

企画展「運河で生きる」の開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜都市発展記念館では、横浜の運河の歴史をひもとく企画展「運河で生きる ～都市を支えた横浜の“河川運河”～」を開催中です。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 企画展の概要

- (1) 会 場：横浜都市発展記念館（横浜市中区日本大通 12）
- (2) 会 期：令和7年1月18日（土）～4月13日（日）
- (3) 開館時間：9:30～17:00（券売は16:30まで）
- (4) 休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）
- (5) 観覧料：一般800円、小中学生・市内在住65歳以上400円
- (6) ホームページ：<http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/feature.html>

4 ご参加いただける方

どなたでもご参加いただけます。

3月5日（水）は磯子区民の方は無料です。

横浜都市発展記念館

中区日本大通 12

担当：青木（副館長）、神谷（広報）

TEL：(663) 2424、FAX：(663) 2453

主催 | 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 (横浜都市発展記念館)
 共催 | 横浜市教育委員会
 後援 | 朝日新聞横浜総局・神奈川新聞社・産経新聞社横浜総局・東京新聞横浜支局・
 毎日新聞横浜支局・読売新聞横浜支局・NHK横浜放送局・tvk・FMヨコハマ
 協力 | 神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター・横浜メディアビジネス総合研究所

企画展

運河で

～都市を支えた横浜の“河川運河”～

生きている

2025年
 1月18日 [土] — 4月13日 [日]

横浜都市発展記念館
 Museum of Yokohama Urban History

開館時間 11時前30分～午後5時00分 (券売は午後4時30分まで)
 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は開館し、翌平日が休館)
 観覧料 一般800円、市内65歳以上・小中学生400円

◎観覧無料の区民デー・濱ともデー

河川運河にゆかりのある西・中・南・磯子の各区民の方は以下の日程の観覧がどなたでも無料です。お住いのわかる証明証等をご提示ください。

西区：2月26日 (水) 磯子区：3月5日 (水)
 中区：3月19日 (水) 南区：3月26日 (水)

毎月第2水曜日の濱ともデーは、横浜市内在住65歳以上の方限定で観覧料が無料となります。ご入館の際に「濱ともカード」をご提示ください。本企画展会期中は以下の日程で実施します。
 2月12日 (水) 3月12日 (水)

T231-0021 横浜市中区日本大通12
 Tel.045-663-2424 / Fax.045-663-2453

<http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/>
 東急東横・みなとみらい線 日本大通り駅 (3番出口) 0分
 JR 京浜東北・根岸線 関内駅 (南口) から徒歩10分
 横浜市営地下鉄 関内駅 (1番出口) から徒歩約10分
 横浜市営バス 「日本大通り駅県庁前」下車徒歩1分



令和
6年度

いそご

磯子区
地域福祉保健計画の
案内役「梅さん」



祝 Vol.20

保健活動推進員だよ

「タンパク質で健康長寿！」



「あなたはAさん?それともBさん?」



A 毎日タンパク質を摂り、健康的な生活を過ごしています。

Aさん



B 食べたいものだけを食べて、空腹は満たされているようですが、

Bさん



しばらくして、体調を崩してしまいました。



タンパク質とは?

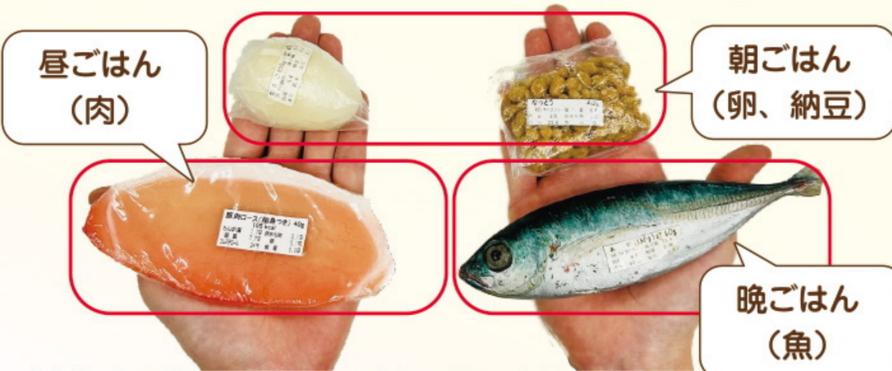
タンパク質は、アミノ酸が結合してできた生命活動に不可欠な物質で、筋肉や臓器、皮膚など体を作る材料になります。
タンパク質が多く含まれる食材として、肉、魚介、卵、乳製品の他にも、大豆製品などが挙げられます。

タンパク質の効果的な摂り方

- 毎日、毎食タンパク質を摂取する。
- 特に朝食での摂取を大切にする。
- 次に示す目安量を参考にし、献立を工夫する。

一日に必要な目安量は?

目安量は「自分の手の平 両手面積相当分」



※疾患等により医師から制限されている方はこの限りではありません。

毎日の食事にちょい足し!



タンパク質でこんな良いこと

- 筋肉量が増加する。
- 転倒・肩こり・冷え性を予防する。
- 病気にかかりにくい体を作る。
- 集中力・思考力を高め、幸福感やポジティブな感情を脳内に生み出す。 など



根岸地区

体力測定
頑張るぞ!



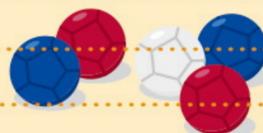
5月、根岸小学校で健康フェアがあり、体力測定をしました。地区の活動としては、体操教室と赤ちゃん教室を行っております。

滝頭地区

体が気持ちいいな!



体操教室やウォーキングゴミ拾い、地域のポッチャにも参加しています。



岡村地区

鳥居の前で
集合写真!



春のウォーキングで鎌倉まで足を延ばしました。名所を巡りながら約15,000歩歩きました。



磯子地区

アジサイが
綺麗です!



6月上旬、「上郷あじさいの丘」で瑞々しい紫陽花を鑑賞しました。その後、市内最古の石橋「昇龍橋」まで足を延ばし、心地よい汗をかきました。

各地区の活動紹介

保健活動推進員は、地域の健康づくりの推進役として様々な活動を行っています。



屏風ヶ浦地区

ストレッチから
始めましょう!



保健活動推進員による健康講話「自律訓練法の体験(自己暗示を使って心身をリラックスさせる方法)」を地域ケアプラザで行いました。

杉田地区

大きな声を出すことも、
大事な健康づくりです!



「歌って健康」は、先生のギター伴奏で元気に歌っています。大きく口を開いてしっかり声を出すことで、誤嚥予防にもなります。

上笹下地区

楽しく
歩きました!



水再生センターを見学し、並木北から氷取沢まで歩きました。好天の下、地元の名店巡りも楽しみました。

洋光台地区

円海山のルーツを
知りました!



講師を交え、円海山を走破し、楽しい一日でした。足腰を鍛え、日々健康に過ごしたいと思います。

編集後記

表面は、多くの意見の中から「タンパク質をしっかり摂る」というテーマが選ばれました。これは、誰もが健康で過ごせるようにとの願いからです。また裏面では、各地区での活動を紹介しました。この保活だよりを通じて、食事の大切さや体を動かすことが健康維持に重要であることを再認識し、日常生活に取り入れて健康長寿を目指しましょう。



- 令和7年1月発行
- 発行・問い合わせ先
- 令和6年度編集委員

磯子区保健活動推進員会(事務局 磯子福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係)
横浜市磯子区磯子3-5-1 TEL 045-750-2445 FAX 045-750-2547
古田芳子 天野恵里子 早馬八千代 中村きみ子 山村ユリ子 池田美智子 栗本由佳子 石島陽子



保活の詳細
はこちら

不用品回収サービスの トラブルに注意!

ネットで「2トントラックに詰め放題4万5千円」という
広告を見て、不用品の回収を依頼したが、作業終了後に
約40万円を請求された。納得できない。

(相談者：50歳代 女性)

不用品回収を依頼する際は、事前に見積りを取り、料金
や作業内容を確認しましょう。

荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合も
あるので、広告どおりの金額とは限りません!

⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 市のごみと資源物の分け方・出し方を確認する!
- ✓ 市以外に不用品の処分を依頼する場合は、
「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼する!
(市HPで確認)
- ✓ 見積りや内容に納得ができない場合は、きっぱり
断る!

